

# 義務付け・権付けの存置を許容する場合のメルクマール

(地方分権改革推進委員会の第2次勧告(概要)(平成20年12月8日)より抜粋)

## 義務付け・権付けの存置を許容する場合のメルクマール

i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関する事務を処理する場合

ii 標的対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合

iii 地方自治に関する基本的な準則(民主政治の基本に関する事項その他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であつて全国的に統一して定めること)が必要とされる場合

iv 地方自治体相互間又は地方政府と国その他の機関との協力に係る事務であつて、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの

b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの

c 地方自治体に義務付けられた保険に関する規定(保険と整合的な給付を含む)のうち、地方自治体以外の主体に対する義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの

d 指定・登録機関の指定・登録(地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る)に係るもの

e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取(協議・調整を除く)に関する規定のうち、都道府県に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県に對して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの(民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く)以外のもの

f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手続に関するもの

g 国・地方自治体間の同意(地方分権推進計画(平成10年5月)第2の4(1)カ(ア)a、bに該当するものに限る。)、及び許認可・承認(同計画第2の4(1)キ(ア)a～elに該当するものに限る。)に関する規定(第1次勧告の第2章重点行政分野の抜本的な見直しの勧告事項として盛り込まれた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)

v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であつて、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であつて、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

vii 國際的要請に係る事務であつて、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

## 「義務付け・権付けの存置を許容する場合のメルクマール」 非該当性が、得ないと判断するもののメルクマール

ア 地方自治体による行政处分など公権力行使(これに準ずるもの)を含む)に当たつての私人保護(行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続的一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使に当たつての身分証・携帯義務、刑事手続による人身拘束による事実証明(証明書、手帳交付)、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定

イ 全国的に通用する土業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定

ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に開する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの(政省令、告示への委任規定を除く。)

エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの  
オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であつて、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定

カ 刑法で一般には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定  
キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの